公募選定後の保育所設置認可の流れ

柏原市保育所設置認可等審議会

１　設置目的
　児童福祉法の規定に基づく認可等をする際の諮問（意見聴取）機関として設置
２　主な審議事項
　家庭的保育事業等及び保育所の設置認可等についての諮問に対する意見表明（答申）
　①　家庭的保育事業等の認可　※１
　②　保育所の設置認可　※２
　③　児童福祉施設の業務停止命令等　※２
　④　認可外保育施設等の事業の停止命令等　※２
　　※１　法定辞意無　　※２　大阪府版権限移譲
３　委員の定員　５名以内
４　任期　２年
５　委員の構成
　①　児童福祉又は社会福祉に識見を有する者
　②　民生・児童委員協議会の代表者
　③　その他市長が必要と認めるもの

認可申請の内容などをもとに審議

柏原市

○確認事項
・整備予定設備
・配置予定人員

○審査事項
・法人要件
・設備要件
・人員、運営要件など

認可申請者（法人）

※建築、消防など他法関係も要協議

設備整備・人員確保

事前協議

設置認可申請

認可にあたり意見を聴く

諮問

意見を付す

答申

認可書交付

事業運営開始